明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

告示

○法務省告示第百二十三号

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を次のように指定する。

平成二十三年三月十六日

法務大臣　江田　五月

特定権利利益	対象者	延長後の満了日
出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条の二第一項に規定する在留資格及び同条第三項に規定する在留期間	平成二十三年東北地方太平洋沖地震の発生の時点において、在留資格を有して在留し、かつ、在留期間が平成二十三年八月三十日までに満了する者であって、青森県の区域、岩手県の区域、宮城県の区域、福島県の区域又は茨城県の区域（以下「特定区域」という。）に在るもの及び外国人登録法（昭和二十七年法律第百二十五号）第四条第一項の規定による登録を受け、同項に規定する外国人登録原票に登録された居住地が特定区域に在るもの	平成二十三年八月三十一日
外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定による承認であって、同法第十二条の規定により、平成二十三年八月三十日以前にその効力を失うもの	平成二十三年東北地方太平洋沖地震に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村の区域に住所を有する者	
外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第十六条第一項の規定による指定であって、同法第十八条の規定により、平成二十三年八月三十日以前にその効力を失うもの	平成二十三年東北地方太平洋沖地震に際し災害救助法が適用された市町村の区域に住所を有する者	
犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律（平成十八年法律第八十七号。以下「法」という。）第九条第一項の規定により被害回復給付金の支給の申請をすることができること	当該申請をしようとする者であって、その住所が特定区域に在るもの	
法第九条第二項の規定により対象被害者の一般承継人が被害回復給付金の支給の申請をすることができること	当該申請をしようとする者であって、その住所が特定区域に在るもの	
法第十七条第一項の規定により資格裁定が確定した者の一般承継人が未支給の被害回復給付金の支給の届出をすることができること	当該届出をしようとする者であって、その住所が特定区域に在るもの	
法第十九条の特別支給手続において、法第二十条において準用する法第九条第一項の規定により対象被害者の一般承継人が被害回復給付金の支給の申請をすることができること及び法第二十条において準用する法第十七条第一項の規定により資格裁定が確定した者の一般承継人が未支給の被害回復給付金の支給の届出をすることができること	当該申請又は届出をしようとする者であって、その住所が特定区域に在るもの	
法第三十一条第一項の期間内において被害回復給付金の支給を受ける権利が消滅しないこと	当該被害回復給付金の支給を受けようとする者であって、その住所が特定区域に在るもの	
法第三十五条第一項の外国譲与財産による被害回復給付金について、法第三十九条において準用する法第九条第一項（法第二十条において準用する場合を含む。）の規定により被害回復給付金の支給の申請をすることができること、法第十九条において準用する法第九条第二項（法第二十条において準用する場合を含む。）の規定により被害回復給付金の支給の申請をすることができること及び法第二十条において準用する法第十七条第一項の規定により資格裁定が確定した者の一般承継人が未支給の被害回復給付金の支給の届出をすることができること	当該申請若しくは届出をしようとする者又は当該被害回復給付金の支給を受けようとする者であって、その住所が特定区域に在るもの	

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）